

令和6年度海外等語学研修派遣補助事業に係る取扱事業者の募集について（募集要項）

1 目的

- (1) 尼崎市では、英語の運用能力と国際的なコミュニケーション能力を実践的に高め、異文化理解を深めることを目的とした、オーストラリアへのホームステイを伴う海外語学研修（以下「研修」という。）に参加する尼崎市立高等学校（以下「市立高校」という。）の生徒に対して補助金を交付し、支援を行う事業（英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業）を実施します。
- (2) 当該補助金を交付する要件として、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する研修に参加する場合のみとしています。
- (3) 当該補助金の交付要件となる研修を教育委員会が指定するにあたって、その指定する研修の企画・運営を行う事業者を公募型プロポーザル方式に準じて募集し、研修の取扱事業者として特定します。
- (4) 研修内容については、取扱事業者の特定後、取扱事業者が本プロポーザルで提案した研修の企画を基準に教育委員会と取扱事業者との調整・協議の上、決定します。

1 事業内容

「令和6年度海外等語学研修派遣補助事業に係る取扱事業者の募集について」の仕様書（別紙）のとおり

2 資料

- (1) 「令和6年度海外等語学研修派遣補助事業に係る取扱事業者の募集について」の仕様書
- (2) 参加申請書（様式1）
- (3) 質問票（様式2）

3 応募資格及び条件

(1) 応募資格

つぎのアからカに掲げる要件を全て満たしていること

ア 旅行業法で規定する旅行業（第1種旅行業者）の登録を受けている者

イ 対象業務において、尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。または、次に掲げる書類を提出できること

商業登録簿謄本（履歴事項全部証明書）及び旅行業法第3条に規定する観光庁長官登録通知

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと

エ 国税、地方税等を完納している者

オ 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと

カ 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。

また、その経営に実質的に関与していないこと

(2) 応募条件

教育委員会が望む研修を企画・運営することができること

4 応募手続き

(1) 提出書類

ア 参加申請書（様式1）

イ 提案書（様式は任意とし、1社につき1案で、資料が過大にならないよう留意すること。）

ウ 参考見積書（様式は任意とする。生徒1人あたりの想定される研修（旅行）金額を記載すること。消費税及び地方消費税含む。なお、提案書中に見積書を含めてもよい。）

なお、ア及びウの書類については1部、イについては10部提出すること

(2) 提出書類の配布期間

令和6年1月18日（木）から同年2月26日（月）までの間に尼崎市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 提出書類の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和6年2月26日（月）正午まで

イ 提出先

尼崎市教育委員会事務局 高校教育課（尼崎市三反田町1丁目1番地1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階）

※ 郵送または持参すること。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類を(3)に掲げる期限までに提出できなかった場合や参加資格がないと認められた者（書類不備を含む）は、当該募集にあたっての審査を受けることができない。

(5) 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

(6) 参加決定通知

令和6年2月27日（火）中に電子メールにて通知します。

5 参考見積書及び経費について

(1) 仕様書記載の参加募集生徒数を基に算定すること

(2) 最少催行人数が集まらない場合、研修を実施しない。その場合、研修の企画・運営・募集等に要した一切の経費について、本市（教育委員会を含む。）及び参加希望生徒（その保護者を含む。）は補償しない。

(3) 参考見積書については、研修代金に係るコストの妥当性を評価する評価基準の一つとして活用する。

(4) 取扱事業者の特定後、参考見積書及び提案書を基準に教育委員会と取扱事業者とで調整・協議を行った結果、研修（旅行）金額を変更することを認める。

(5) 参考見積書（提案書に含めている場合はその提案書）の記載については、研修（旅行）金額に含まれているものと含まれていないものを明示しておくこと。

6 質問票の受付及び回答

本事業の内容に関して質問がある場合は、質問票（様式2）に質問内容、提案者の事業者名、担当者名、電話番号、E-mail アドレスを記入し、高校教育課へ電子メールにて送付すること。電話、来庁等による質問は受け付けない。

(1) 質問票の提出期限

令和6年2月16日（金）午後5時まで

(2) 提出先

尼崎市教育委員会事務局 高校教育課（担当：内山・泰中）

E-mail: ama-kokokyoiku@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 質問の回答日

令和6年2月20日（火）までに随時、尼崎市ホームページ上に回答を掲載する。

(4) その他

審査基準に関する質問は受け付けない。

7 取扱事業者の特定方法及び評価基準

本市職員を中心に組織する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、本事業に係る取扱事業者として特定する。

(1) 評価基準

ア 取扱事業者としての適格性

- ・語学研修（海外留学を含む。）実績
- ・運営・計画性（生徒募集、研修に係る説明会、事前・事後研修等への対応や協力を含む。）

イ 語学研修の内容

- ・目的に合致しているか
- ・実践的な内容か
- ・学習効果を高める工夫
- ・プログラムの柔軟性
- ・現地の学校や語学学校、ホームステイ先等との関わりとその質等の充実
- ・コストの妥当性

ウ その他

- ・危機管理体制
- ・緊急対応（自然災害等によるフライトの遅延・キャンセル等への対応を含む。）

(2) 審査日

令和6年3月7日（木）予定。詳細については参加決定通知時に各事業者へ連絡する。

(3) その他

- ・プレゼンテーションにあたっては、追加資料の提出は認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは、高校教育課で用意するが、ノートパソコン等は各事業者で持参すること
- ・出席者は、必要最低限の人数とすること

8 審査結果の通知

審査結果は、令和6年3月上旬に文書により全応募者に対して応募者が指定した宛先に通知する。
審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、取扱事業者の特定を取り消すことがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (3) 取扱事業者の特定後、教育委員会と取扱事業者とで行う研修の調整・協議が整わなかった場合
- (4) その他応募者の失格事項に相当すると本市が判断した場合

10 その他

- (1) 本研修については「1 目的」のとおり本市の補助金を前提としており、本市議会において当該補助金に係る令和6年度予算の議決が得られない場合は取扱事業者の特定を行うことはできない。
これに伴い、本募集の参加者に損害が生じた場合でも本市（教育委員会を含む。）は補償しない。
- (2) 本研修の企画・運営について特段の支障がなく遂行されたと教育委員会が判断し、かつ、当該補助金に係る令和7・8年度予算の議決が得られた場合に限り、初年度を含めて3年間、同一事業者を取扱事業者として特定する。その特定は単年度で行うこととする。
- (3) 提案書等の作成費用、プレゼンテーションに要した費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案書その他提出資料については返却しない。
- (5) 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加業者のうち市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）又は準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活等を行っている事業者）であれば本市が定める割合で一定の加点を行う。また研修の企画・運営に際して、新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行う。なお、市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請の提出時点で行う。

11 スケジュール（予定）

募集期間	令和6年1月18日（木）～ 令和6年2月26日（月）
質問票の提出期限	令和6年2月16日（金）午後5時まで
質問の回答日	令和6年2月20日（火）まで
提出書類の提出期限	令和6年2月26日（月）正午まで
参加決定通知	令和6年2月27日（火）中
審査日（プレゼンテーション）	令和6年3月7日（木）
結果通知	3月上旬

以上